

令和4年第2回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第9号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年1月5日鹿沼市鳥居跡町1437番地先国道293号上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車、関東自動車株式会社所有のバスに追突し、乗客の市内在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を896,160円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第10号 債権放棄の報告について

市営住宅使用料、水道料金等について、消滅時効の完成又は破産による免責により債権を放棄したので、報告するものである。

(参照条文) 鹿沼市債権管理条例

第11条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。

第2号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第11号 令和3事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第12号 令和3事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和3事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第 1 3 号 令和 4 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 4 事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 1 1 号及び報告第 1 2 号と同じ。

◎ 報告第 1 4 号 令和 3 年度鹿沼市継続費繰越計算報告について

一般会計の継続費を設定した新庁舎整備事業において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 5 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 3 1 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

◎ 報告第 1 5 号 令和 3 年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計の新庁舎整備事業外 2 0 事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 6 条 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第16号 令和3年度鹿沼市事故繰越し繰越計算報告について

一般会計の道路維持管理費、道路橋りょう災害復旧事業及び都市計画施設災害復旧事業において、資材の納入等に不測の日数を要したため、それぞれ事故繰越しとして工事請負費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法

第220条 第1項及び第2項 省略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

第150条 第1項及び第2項 省略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

◎ 報告第17号 令和3年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

配水設備拡張費外1事業において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合には、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第18号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

管渠整備費外1事業において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第17号と同じ。

◎ 報告第19号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算報告について

ポンプ場管理費において、汚水ポンプ修繕の年度内完了が困難となったため、事故繰越しとして事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 省略

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合には、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 議案第40号 専決処分事項の承認について

(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))

歳入については、市税、地方消費税交付金、地方交付税、国県支出金、市債等の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、生活保護扶助費、中小企業経営対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を299,195,000円の増とし、予算総額を47,936,536,000円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、第2表の1、第2表の2及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意(中略)については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第 4 1 号 専決処分事項の承認について

(令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号))

歳入については、県支出金、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を 127,785,000 円の減とし、予算総額を 10,467,954,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 0 号と同じ。

◎ 議案第 4 2 号 専決処分事項の承認について

(令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))

歳入については、繰入金及び諸収入の減額を計上し、歳出については、健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等の減額を計上したもので、この補正額を 20,705,000 円の減とし、予算総額を 1,158,446,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 0 号と同じ。

◎ 議案第 4 3 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直し、固定資産税等の証明書交付における一定の措置及び省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置等の拡充を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 4 0 号と同じ。

◎ 議案第 4 4 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、令和 4 年度に限り、商業地等に係る都市計画税の負担調整措置における税負担の上昇幅を軽減するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 0 号と同じ。

◎ 議案第 4 5 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 2 号) について

歳入については、国庫支出金及び繰入金の増額を計上し、歳出については、賦課事務費、住民基本台帳費、商業振興推進事業費等の増額を計上したもので、この補正額を 268,485,000 円の増とし、予算総額を 41,493,635,000 円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 4 6 号 財産の取得の変更について

令和 4 年 3 月 2 2 日第 1 5 号議案として議決を得た水源地域振興拠点施設用地としての財産の取得について、その後、地権者である国との随意契約により取得予定価格が 1,330,000 円となるので、その価格を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 7 号まで 省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第47号 工事請負契約の変更について

令和2年1月29日第2号議案として議決を得た鹿沼市新庁舎整備建設工事について、賃金等の急激な高騰に対処するための全体スライドの適用及び一部設計変更により、5,874,594,000円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第 48 号 工事請負契約の締結について

鹿沼市環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を、川崎重工業株式会社と 2,057,000,000 円で締結するためのものである。

(参照条文) 議案第 47 号と同じ。

◎ 議案第 49 号 物品購入契約の締結について

栗野分署高規格救急自動車購入に係る指名競争入札を去る 4 月 28 日に行い、その結果、栃木トヨタ自動車株式会社鹿沼店が 34,705,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第 46 号と同じ。

◎ 議案第 50 号 鹿沼市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、所得税で選択した課税方式を住民税においても適用するとともに、住宅借入金等特別税額控除の延長及びわがまち特例の割合の設定を行うためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 51 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の割合を定めるとともに、引用する同法の条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第50号と同じ。

◎ 議案第52号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、妊娠及び出産に関する相談体制の充実を図るとともに、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得における在職要件を緩和するためのものである。

(参照条文) 議案第50号と同じ。

◎ 議案第53号 鹿沼市副市長の選任について

本市副市長福田義一氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

◎ 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員大貫良明氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるので、新たに福田壽子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁

護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員矢口有良氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるので、新たに石川佳男氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第54号と同じ。

◎ 議案第56号 鹿沼市固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員南雲義晴氏が令和4年5月25日をもって辞職するので、新たに篠原宏之氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第404条 第1項 省略

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

第3項及び第4項 省略

◎ 議案第57号 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について

本市清洲財産区管理会委員関口眞弘氏が令和4年2月8日をもって辞職したので、新たに田邊馨氏を選任するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市清洲財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3月以上住所を有する者で市の議会の議員の被選挙権を有するもの(中略)のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

第2項 省略